

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(3) 平成26年度内部評価未実施について（対応済） （指摘3）</p> <p>平成26年度の内部評価委員会による評価については、内部評価委員会は開催している。しかし、事務局において事後評価手続が適切に認識できていなかったため、各研究課題に対し、内部評価委員からの意見を徴取したものの、評価基準に基づく評価ができていない。なお、環境科学研究センターでは、既に適切な評価が出来ていなかったことは認識しており、今後は内部評価委員会による評価を適切に行うこととしている。</p>	<p>平成26年度以外の各年度では適切に評価を行っていましたが、平成26年度のみ事後評価ができていなかったため指摘を受けたところです。</p> <p>今後は、「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター内部評価実施要綱」で定める評価基準に基づき適切に評価を実施いたします。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(4) 評価体制全般を網羅的に規定した文書がない (指摘4)</p> <p>琵琶湖博物館では審査会・研究報告会・領域会議などによる評価が行われているが、評価体制を全て網羅的に規定した文書がなく、また、監査人と質疑応答の中でも明確とは言い難い説明しかなく、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との整合性を的確に説明できない状況にある。</p> <p>すなわち、総合研究等に関しては、審査会の概要を定めた「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」および審査会の審査手順を示した「琵琶湖博物館総合・共同研究・申請専門研究計画の審査について」（館長発出）しかなく、審査会以外の評価については規程がない。そして、専門研究については評価体制に関する規程が全くない。</p> <p>以上から、琵琶湖博物館としての評価体制全般がどのように機能しているか、判別しにくい状況にある。</p> <p>したがって、評価体制を極力「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」と整合すべく、本庁とも十分に協議の上で評価体制を規程化する必要がある。</p>	<p>研究活動の評価については、これまで「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」に沿って評価を行ってききましたが、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との対応関係が明確でなく、また同指針に定める追跡評価を行っていませんでした。</p> <p>このことから、同指針と整合を図り、評価体制全般について規定した「滋賀県立琵琶湖博物館研究評価実施要綱」等を平成29年4月に策定しました。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(2)戦略的博物館について（意見2）</p> <p>平成23年度から平成27年度の評価の変遷を見ると、戦略的博物館学の評点が低くなっている。すなわち、『「ミュージアム・リテラシー」を軸とした戦略的博物館学』（研究期間：2011年）および共同研究『「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開』（研究期間：2012年～2015年）の評点が低い。評点が低いこと自体は、評価が厳格に行われていることの証左ではあるが、検討すべきは低評価に至った理由である。</p> <p>そこで、最近の研究である『「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開』の評価状況を確認すべく、「審査委員会の審査結果-コメントと要望-」（琵琶湖博物館館長コメント）を閲覧したが、これによると審査委員に十分な理解を得ようとするようなプレゼンテーションではなかったようである。また、この研究の研究代表者は、2015年9月の審査会において共同研究「科学館的手法を湖沼現象の理解に結びつける方法論の実践的研究」の研究代表者として評価を受けているが、この研究も2015年9月の審査会で評価を受けた研究の中で、最も低い評価となっている。</p> <p>このように戦略的博物館学の評点が低い状態で推移していることは、博物館学そのものが比較的新しい研究分野であること、また、当該共同研究の代表者が他の研究などで非常に繁忙であった（2015年度琵琶湖博物館業績目録より）など、様々な原因が考えられるものの、博物館学研究領域の中核をなすであろう研究の評点が低く、長年に渡り研究成果が十分出していない状況は、琵琶湖博物館として決して好ましいものではない。低い評点が続いている原因を琵琶湖博物館として検討し、研究成果が出るよう改善を求めたい。</p>	<p>博物館学は、比較的新しい研究分野でもあり、他の研究分野に比べれば評点が低いことが課題であると認識しています。</p> <p>今後は琵琶湖博物館で行っている研究セミナー等での学芸員間の議論をはじめ、博物館学分野の学会・研究会での発表を通じての情報交換などを積極的に行うことで、博物館学領域の研究を推進していくこととします。併せて、博物館学を専門とする外部研究者にアドバイスを求めることができる仕組みも検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
施設のあり方について	<p>(3) 専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」について（意見3）</p> <p>平成27年度に実施された専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」は、共同研究等よりも多額の900,000円が予算配分されているがこれは館長の出張旅費（フランス（9泊10日））である。これも一種の研究費ではあるが、2015年度琵琶湖博物館専門研究計画調書を見ると純粹に旅費のみであるため、他の専門研究とは区別するために、当該費用は旅費として計上することも検討されたい。</p>	<p>これまで館長の専門研究費は、海外の関係機関との研究・事業に関する協定締結や国内の博物館関係の会議などの旅費を予算計上していたものでした。</p> <p>意見を踏まえ、平成30年度からは、専門研究費とは区分して出張旅費として計上します。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
収支の状況について	<p>(1)観覧料徴収事務の委託方法について (指摘13)</p> <p>琵琶湖博物館の数千万円にも上る観覧料収入が収納される預金口座が、徴収事務委託先の一会計責任者の個人名義かつ私印により開設されており、横領等が発生しやすい管理状況であると指摘せざるをえない。また、預金口座の法的帰属があいまいであるため、委託先会社または会計責任者が破産等した場合の貸倒れリスクが存在する。</p> <p>観覧料収入について、徴収事務委託者に対し滋賀県として開設した預金口座へ日々入金させる、または観覧料収入の調定を日々実施するなどの運用に変更することを検討しなければならない。</p>	<p>観覧料については、地方自治法施行令および滋賀県財務規則に基づき、徴収事務委託契約を締結した受託業者が徴収し、県に月に1回払い込んでいました。</p> <p>指摘を踏まえ、県会計管理局が平成29年4月1日付けで滋賀県財務規則を改正したことから、これに基づき、琵琶湖博物館では、今年度から原則として毎日調定をした上で観覧料を収納しているところです。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況について	<p>(1)知的財産管理体制の整備について（意見11）</p> <p>試験研究機関が有する知的財産は固有財産であり、自治体の財産である。知的財産の活用や保護を行い、そして他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。</p> <p>なお、例えば企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権侵害に注意する必要があるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。</p>	<p>知的財産管理体制については、特許庁が平成28年3月に発行した「公的試験研究機関知的財産管理活用ガイドブック」等も参考にしつつ、研究分野の特性に応じた最適なあり方を検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>人件費の状況について</p>	<p>(2) 研究毎に投下された職員費の把握について (指摘18)</p> <p>試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間（いくらの人件費を）」投下したかを把握しなければならない。</p> <p>例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。</p> <p>さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>【琵琶湖環境科学研究センター】 各研究者について、職務内容を研究テーマごとに整理しており、研究に費やす時間の把握を行っていますが、他の試験研究機関の状況も踏まえつつ、より良い把握方法について検討してまいります。</p> <p>【琵琶湖博物館】 琵琶湖博物館の研究活動は、基礎研究が主であり、投下時間数（人件費）のみを指標として、その費用対効果を測定することは困難ではありますが、指標の一つとして、学芸員が研究に費やす時間を把握する方法について、他の試験研究機関の状況も踏まえつつ、検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>契約事務の状況について</p>	<p>(1) 水質実験調査船建造工事の施工監理業務委託契約について（意見15）</p> <p>当施工監理業務は、果たして別途に外部委託契約として実施する必要があったのであろうか、当契約は県が設置する監督職員による施工監理監督で足りるのではないかについて検討する。</p> <p>今回の船舶建造工事については、設計と施工の分離発注が行われた。ただ、結果的に設計者と施工者が同一者となったため、当センターは、客観的な立場から施工監理を行うとの観点から、別途、施工監理業務委託の契約を行った。一方で、平成23年には、琵琶湖丸（滋賀県水産試験場）、平成24年にはあらわし（滋賀県水産課）が県の船舶として発注されているのであるが、これは設計と建造とも1者見積による随意契約で行われ、全て（株）空兵衛造船所が受注した。このときには、設計者と施工者が同一者であるにもかかわらず、別途、施工監理業務委託は行われていない。理由は、水産課所属の設計・積算のできる農業土木の技術職員が監督員として、また、船舶を操縦する水産職員が主任監督員として、両船舶の施工監理を担当していたことによる。</p> <p>このような対応が可能なのであれば、今後同様の事態となった場合には、経済性を確保するため、水産課に施工監理を依頼するなどの職員の配置や業務の困難性など勘案しつつ、契約コスト削減に向けて手段を検討する必要がある。</p>	<p>平成26年度に建造した琵琶湖環境科学研究センターの水質調査船「びわかぜ」（71トン）は、「琵琶湖丸」（19トン）や「あらわし」（14トン）とは船舶の規模が異なり、必要とされる施工監理に係る高い技術力が求められ、農業土木等の県職員による対応は困難であったため、一般競争入札により施工監理業務を委託したものです。</p> <p>今後新船を建造する際には、引き続きコストの削減にも十分留意し事務を進めてまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>契約事務の状況について</p>	<p>(2)水族資料収集・飼育管理業務委託契約について (意見16)</p> <p>琵琶湖博物館は、当契約の随意契約および一者見積の理由として、(株)環境総合テクノスがバイカル湖の生物の飼育展示業務の経験、知識を有する唯一の業者であるということを強調して述べている。しかし、水族館のわずかな部分にバイカル湖の生物の飼育展示コーナーが新設されたのではあるが、当契約の全体としての業務は、このわずかなバイカル湖の生物の飼育展示等の業務を除くと以前の契約となんら変わるものではない。</p> <p>また、このバイカル湖の生物の飼育展示の全ての業務については、バイカル博物館と輸入の契約を交わし、飼育方法等についてバイカル博物館より十分な知識を習得している琵琶湖博物館の指示に従って実施することとされている。なにも、(株)環境総合テクノスだけがバイカル湖の生物の飼育方法等について他の事業者より特にすぐれた特殊技能・経験を有しているわけではなく、当館の適切な指示に従えば、他の事業者でも業務は十分に実施可能と考えられる。</p> <p>従って、これだけの理由による随意契約は不適当と考えられる。</p> <p>たしかに、他に僅かの例しかない淡水の水族館施設であるが、20年以上も同一の事業者との契約が継続されている。当博物館の水族飼育業務に十分対応可能な技術をもつ事業者についての情報収集を進め、今後は競争性、公平性の観点から一般競争入札の実施を検討すべきであると考えます。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>琵琶湖博物館の重要な役割の一つは、希少種の保護増殖活動ですが、それらの生物は入手が困難であることから、自前で繁殖をさせ活動を継続していく必要があります、そのためには、それぞれの生物の習性や繁殖生態を熟知した上での高度な技術が必要です。</p> <p>また、琵琶湖博物館独自のルートで輸入しているバイカル湖産の水生生物等は、飼育技術が十分に確立しておらず、より専門的で繊細な飼育管理の知識や技術を必要としています。</p> <p>こうしたことから、一般競争入札はなじみにくいと考えておりますが、意見を踏まえ、今後の導入可能性について、他の施設の事例等も参考にしながら検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(1) 水質自動測定局の廃棄について（指摘19）</p> <p>①水質自動測定局の廃棄について 平成21年度の包括外部監査で「意見」として指摘された、利用停止中の水質自動測定局の廃棄が全て行われておらず、現時点でも8局（湖心局3局、その他5局）が現存している。特に、琵琶湖に浮かべている湖心局3局のうち2局については、琵琶湖に固定しているチェーンが耐用年数を超過しており、チェーンが切れた場合に船舶航行者を危険にさらす可能性がある。さらに、点検等に対する年間維持費が2,500千円程度必要なことから早急に廃棄することが必要である。</p> <p>②建物の使用状況の変更について（対応済） 水質測定局5か所（薩摩、安曇川、宇曾川、長命寺川、日野川）については、未利用であるが、定期監査調書の財産管理状況調べの建物使用の有無の欄には、「有」と記載されているので「無」の記載とし、未利用財産であることを明示することが必要である。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>①水質自動測定局の廃棄について 湖心局3局については、これまで船舶の航行安全確保に要する維持管理を行っていますが、耐用年数を超過していることからチェーン破断のリスク等があるため、平成28年3月策定の「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に位置づけ、今年度から2年間をかけて除却することとしています。</p> <p>②建物の使用状況の変更について（対応済） 記載誤りであったことから、平成28年度の定期監査調書では、「無」と記載しております。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況について	<p>(2)重要物品以外の現物確認について（指摘20）</p> <p>重要物品以外の備品については、定期的な現物確認が行われていないが、備品紛失のリスクを未然に防ぐためにも現物確認を行う必要がある。現物確認の実施方法については、数年でローテーションするなど実施可能なルールを作成しておくことが必要である。</p>	<p>適切な備品管理を図るため、今年度から重要物品以外の備品についても現物確認を実施します。なお、点数が膨大であるため、数年でローテーションすることとし、その具体的な方法については検討してまいります。</p>
	<p>(3)船舶の保険加入について（指摘21）</p> <p>琵琶湖博物館が保有している船舶「うみんど」については、共済保険に加入していないため、共済保険の加入が必要である。</p>	<p>今年度から損害保険会社と契約し、船舶保険に加入しました。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>固定資産管理の状況 について</p>	<p>(7)①(ア) 棚卸実施に関する文言について(対応済) (指摘25)</p> <p>琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の棚卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨がないため記載する必要がある。</p>	<p>平成29年2月に「薬品の取扱いに関する取り決め」に棚卸しに関する規定を追加するとともに棚卸しを実施したところであり、今後、薬品類の棚卸しについては、最低年1回実施することとします。</p> <p>なお、平成29年4月には、「薬品の取扱いに関する取り決め」に替わる規程として、より詳細に毒劇物の管理について規定した「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」を定めたところです。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(7)①(イ) 管理規定と現状の管理体制の不一致について（指摘26）</p> <p>管理規定が休止したシステムを前提としており、現状の管理体制と一致していないため、管理規定を現状の管理体制と整合させる必要がある。</p>	<p>琵琶湖環境科学研究センターでは、「滋賀県琵琶湖環境・科学研究センター薬品管理規程」に基づき、薬品管理を行ってきましたが、現在、休止している「薬品管理システム」に係る規定が削除されず残っていたため指摘を受けたところです。</p> <p>そのため、平成29年5月に新たに「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター化学薬品安全管理規則」を定め、現状の管理体制と整合させたところです。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
固定資産管理の状況について	<p>(7)② 棚卸しの実施について(対応済)(指摘27)</p> <p>必ず年1回は、毒劇物の棚卸しを実施することにより、適切な管理が行われていることを確認することが必要である。</p>	<p>毒劇物を含む薬品類の棚卸しについては、平成29年2月に実施しました。今後は、平成29年4月に定めた「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づいて、最低年1回の棚卸しを実施し、適正な管理に努めます。</p>
	<p>(7)③ 長期未利用毒劇物の廃棄について(指摘28)</p> <p>10年以上長期未利用の毒劇物を保有しているが、必要性がないのであれば廃棄する必要がある。</p>	<p>長期未利用毒劇物の廃棄については、「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づいて、今後の利用予定を把握し、必要のないものについては廃棄いたします。</p>
	<p>(7)④ 管理帳簿の記帳について(対応済)(指摘29)</p> <p>毒劇物の管理帳簿への記帳が行われていなかったため、今後は適切な記帳を行う必要がある。</p>	<p>これまでは、毒物についてのみ使用の都度、管理帳簿への記載を行っていましたが、平成29年2月に劇物についても管理帳簿を整備し、記帳を行っているところです。今後も、「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づいて、適切に記帳を行ってまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況について	<p>(2) 研究用備品の有効活用について（意見18）</p> <p>研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。</p> <p>利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。</p>	<p>【琵琶湖環境科学研究センター】 【琵琶湖博物館】</p> <p>「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において、参加する各試験研究機関が保有する機器の更なる情報共有を行うとともに、その他の県立機関に情報提供をすることについても検討してまいります。</p>
	<p>(3) 新建造船舶の共同利用について（意見19）</p> <p>琵琶湖の同じ地域を測定するにも係らず、研究目的が違うなどの理由により、各試験研究機関が船舶を保有している。中には運航日数も少なく有効に利用されていないものも存在しているため、今後、研究用の船舶を建造する際には、研究機関相互での共同利用についても検討していく必要である。</p>	<p>【琵琶湖環境科学研究センター】 【琵琶湖博物館】</p> <p>今後、新たに研究用の船舶を建造する場合は、研究機関相互での共同利用の可能性についても検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(5) 研究用備品の利用状況の把握について (意見21)</p> <p>研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握はされていない。一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていく必要がある。</p>	<p>研究用備品の利用状況の把握については、これまで、一部の研究用備品で利用状況を記録しているものもありましたが、今後は適正管理の一環として、高額な備品について利用状況を把握することとします。</p> <p>併せて、利用状況等を踏まえて、他の研究機関との共同利用や移管、研究活動に利用できないものの処分について検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>固定資産管理の状況 について</p>	<p>(6)研究用備品の損害保険契約について(意見22)</p> <p>各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。万が一火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。</p>	<p>【琵琶湖環境科学研究センター】 【琵琶湖博物館】</p> <p>災害に伴う損害発生リスクと付保によるコストについての比較検討などを行った上で、高額な研究用備品の保険加入について検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>固定資産管理の状況 について</p>	<p>(7)船舶「うみんど」の有効利用について (意見23)</p> <p>船舶の「うみんど」を保有しているが、年18日 (1.5日/月)しか運行していない。他の研究機関から の調査の受託や研究に「うみんど」を積極的に利用 するなど、一層の活用を図る必要がある。</p>	<p>船舶「うみんど」は、湖岸域の水面下の調査を行うことに適した小型調査船であり、水草や湖底の堆積物の調査で貴重な試料やデータを収集しています。今後、試験研究機関連絡会議などを通じて、小型船舶の特性を生かした湖での研究調査等への利用を呼びかけるなど、一層の利活用に取り組んでまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
その他の状況について	<p>(2) 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について（指摘33）</p> <p>著作物の不適切な引用については、平成28年11月に解決したものであること、また、これに対する改善策も既に行われており、今後、著作物の不適切な引用が発生する可能性が低くなったことから、上記の問題点の多くは意見とする。しかし、本庁への連絡なく館長名で謝罪が行われたことについては、本件に限った事象ではなく、また、監査人としては、適切なガバナンスの観点から看過できない問題である。</p> <p>通常、館長名で謝罪が行われることは重大なことであり、琵琶湖博物館が長年培ってきた信頼・ブランドを毀損しかねない事項である。しかし、このような重大事項にも関わらず、琵琶湖博物館は本庁の了承を得ないまま謝罪を行っていることは、大きな問題であった。本来は、著作者からの指摘があった段階で早急に本庁と連絡し、対応を協議すべきであった。</p> <p>また、本庁と普段からコミュニケーションを取りながら、本件を報告しなかった状況を勘案すると、コンプライアンスに関わるような重要事項については、速やかに本庁へ報告し協議を行うことを徹底されたい。</p>	<p>今後は、より一層本庁との連絡を密にし、特に本事案のような重要事項については速やかに報告および相談を行うことを徹底いたします。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
その他の状況について	<p>(1) 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について（意見30）</p> <p>①最初（平成27年9月29日）の通報に対する対応（調査が不十分であったこと） 最初の通知の段階では当該学芸員による確認しか行われておらず、調査としては甚だ不十分であった。学芸員が著作権侵害を認めている時点で、著作権に対する理解が不十分であることは明らかであり、そのような状況で学芸員が「他の箇所には著作権侵害等はない。」と言っても信用できるものではなく、琵琶湖博物館としては、この段階で調査委員会を立ち上げて適切な調査を行うべきであった。</p> <p>② 滋賀県が当該学芸員と著作者との和解内容を把握していない（対応済） 当該学芸員と著作者との和解内容は、著作者の本件に対する認識や謝罪受け入れの状況などにも関わる事項でありながら、和解内容を把握していない。また、当該学芸員に対する管理監督責任を認識しながら、ガイドラインで必要とされていなければ把握しなくても良い、という考えは矛盾している。さらに極端かもしれないが、実際には和解していない可能性も考えないといけない。発生しうるリスクを考えて、それに対応するコスト等を勘案すれば、和解状況を確認することがリスク回避につながる。以上から、早急に和解状況を確認すべきである。 なお、本件については監査報告時点では、滋賀県は和解内容を確認済みであり、問題は解消しているものの、今後も万が一同様の事象が発生した場合には、留意されたい。</p>	<p>今後、本件のような不正事案が発生した場合には、速やかに調査に着手するよう徹底いたします。</p> <p>なお、本事案を契機としまして、平成28年7月に研究員の行動規範や不正行為の防止に関する規程、不正行為に係る調査要綱などを整備するとともに、職員研修の実施等により、研究活動における不正行為の防止に努めております。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(1) 「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」について（指摘1）</p> <p>国の大綱的指針では、平成16年度以降4度の改定がなされている一方で、県の評価指針は、平成16年6月に策定されて以降、10年以上一度も改定されていない。評価指針には、現在存在していない組織である「滋賀県科学技術振興会議」の記載が残っているなど、形骸化していると言わざるを得ない。早急に実態に合わせて改定する必要がある。</p> <p>(2) 「滋賀県科学技術政策推進会議」について（指摘2）</p> <p>評価指針では推進会議が研究課題評価の推進を統括するとともに、評価の結果、部局横断的な取組が必要と認められた場合等においては、調整を図るものとしている。また、評価を実施した試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、評価の実施結果について推進会議に報告するものとなっている。</p> <p>推進会議は試験研究機関の有機的な連携を図るための重要な役割を担っていたにも関わらず、8年以上開催実績がない。滋賀県の研究課題評価の推進を統括し、部局横断的な取り組み等の調整を図る組織が機能していない。今後の推進会議のあり方等について検討のうえ、早急に改善を図る必要がある。</p>	<p>ご指摘に従い、実態に合わせて改定しました。</p> <p>本県における効率的かつ機動性の高い研究課題評価の推進および調整機能のあり方等について各関係部局・機関と検討・調整を進め、改善を図ります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(5) 信楽窯業技術試験場の後進人材育成(有料化)について(指摘5)</p> <p>研修生の受講料については、陶土などの材料経費を除いて無料としている。しかし、受益者に応分の負担を求める観点から、有料化を検討すべきである。</p>	<p>研修生の受講料については、受益者に応分の負担を求める観点とともに、信楽焼の陶器産業の人材確保を図る観点もふまえて、さらに検討を進めていきます。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(13) 試験研究における部局横断的な取組について (意見1) 部局横断的に取り組むべき政策にかかる試験研究課題等については、相互の関連付けを明確にし、国の大綱的指針なども参考にしながら、県における効果的・効率的な評価手法と部局横断的な推進のあり方等を検討する必要がある。</p>	<p>部局横断的に取り組むべき政策にかかる試験研究課題等の効果的・効率的な評価手法や部局横断的な推進のあり方についても、各関係部局・機関と意見交換・調整しながら、検討を進めていきます。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(16)拠点の統合について(意見4)</p> <p>彦根庁舎・長浜庁舎ともに建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。また、彦根と長浜は比較的近く交通事情が年々整備されている現在において、庁舎を二つ設置する意義も乏しいと思われる。そのため彦根庁舎と長浜庁舎の統合を含めた検討を行うべきである。</p>	<p>平成28年3月に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」において、「早期（概ね平成28年～37年度）の事業着手に向け、具体的な事業内容等の精査・検討を行う施設として位置付けられたところです。</p> <p>県東北部の工業振興や地場産業の発展のため東北部工業技術センターの役割は大きいものがあり、関係団体、市町、利用企業等のご意見等をお聞きしながら、今後の在り方について検討を行います。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(17) 信楽窯業技術試験場の老朽化について (意見5)</p> <p>信楽窯業技術試験場も建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。そのため、このままでは信楽窯業技術試験場の運営に行き詰まることとなり、移転・建て直し等も含めた検討が必要である。</p> <p>なお、本件については過去から10年以上に渡って継続的に検討されており、滋賀県立陶芸の森付近への移転なども検討されている。しかし、信楽窯業技術試験場は昭和42年に改築されたものであり、限界も近づいていることを勘案すると、早急に何らかの結論を出すよう、検討を急がれたい。</p>	<p>平成28年3月に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」において、「早期（概ね平成28年～32年度）の事業着手に向け、具体的な事業内容等の精査・検討を行う施設として位置付けられたところです。</p> <p>関係団体、市町、利用企業等のご意見等をお聞きしながら、施設の在り方について検討を行います。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(18) 両センターの効率的な工業支援体制について (意見6)</p> <p>東北部工技センターの庁舎は老朽化が進んでおり、早期に対応が必要である。そのため、県の財政事情や振興方針の両面を考え、今後の県の工業振興体制について検討すべきである。その際に、各庁舎の状況を考慮して、使用頻度の高い機械の配置や老朽化した機械の廃棄も含めた検討を行うことによって、財政的に更なる効率的な運用も可能になる。また、庶務業務や施設管理の効率化も見込める。</p> <p>この他、県の政策方針である県北東部の工業振興や地場産業振興を含めた総合的な工業支援体制の構築が必要である。</p>	<p>平成28年3月に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」において、信楽窯業試験場および東北部工業技術センターは、事業着手に向け、具体的な事業内容等の精査・検討を行う施設として位置付けられています。</p> <p>この施設更新に向け、使用頻度の高い機械の配置や老朽化した機械の廃棄を含めた業務の効率化および総合的な工業支援体制について検討していきます。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
施設のあり方について	<p>(19) 信楽窯業技術試験場の後進人材育成（支援制度）について（意見7） 有料化について述べたが、地域振興の観点から、信楽産地への定着率（現状は約90%）を維持・向上すべく、研修生支援制度についても検討されたい。</p>	<p>研修生の受講料の検討と併せ、研修後の信楽産地への定着に向けた研修生支援制度についても検討を行います。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況について	<p>(28)「知的財産管理体制の整備」について (意見11)</p> <p>試験研究機関が有する知的財産は県有財産であり、自治体の財産である。知的財産の活用や保護を行い他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。</p> <p>企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば、開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権侵害に注意する必要があるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。</p> <hr/> <p>(29)「試験研究機関の主体的な知的財産に関する取組」について (意見12)</p> <p>試験研究機関の主体的な取組を促すために、実施許諾収入について特許権を保有する試験研究機関に帰属させるなどのインセンティブを働かせつつ、消極的とも思われる試験研究機関の姿勢を、積極的な姿勢へと向かわせる施策が必要である。</p> <p>知的財産を適切に管理・活用することによって、実施許諾収入を増やし滋賀県の歳入を増加させることや、他県・他国の企業に権利を取得されることにより県下の企試験研究機関に求められている。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>商工観光労働部では、試験研究機関における知的財産等取扱方針および産業財産権管理委員会設置要領に基づき、知的財産の活用や保護を行っているところですが、引き続き、企業の技術開発を支援する当部に最適なあり方を検討していきます。</p> <hr/> <p>試験研究機関の主体的な知的財産に関する取組を促すための効果的な施策について検討を進めていきます。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
収支の状況について	<p>(30) 新規酵母の積極的な開発について (意見13)</p> <p>平成25年には9社であった分譲先について、平成27年には6社となるなど、分譲先が減少しつつある。分譲先が減少するということは、経済効果が縮小するということである。より魅力ある酵母を新規に開発し積極的に提供することによって、一層の地域産業振興を目指す必要がある。</p>	<p>工業技術総合センターでは、本年度に、県内清酒醸造所に対する醸造技術支援の強化等を図るため、清酒の試験醸造施設を整備します。</p> <p>この施設を活用し、既存の酵母のみならず、新規酵母の開発や、高付加価値、特徴的な清酒の開発など、一歩進んだ地域産業振興に取り組んでいきます。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>人件費の状況について</p>	<p>(32) 研究費毎に投下された職員費の把握について (指摘18)</p> <p>試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間（いくらの人件費を）」投下したかを把握しなければならない。</p> <p>例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。</p>	<p>それぞれの事業活動と研究活動の線引きが難しい状況ではありますが、今後とも業務内容を客観的に把握できるよう検討します。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
固定資産管理の状況 について	(38) 料金表の記載備品について (指摘22) 設備利用の料金表に記載されている備品の中に、過去より故障中で修理予定の無いものが記載されているが、利用できない備品を料金表に記載すべきではない。	ご指摘に従い、現状に即した料金表に改めました。

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
固定資産管理の状況 について	(41) 棚卸実施に関する文言について（指摘25） 琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の たな卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその 旨の記載がないため記載する必要がある。	毒劇物の管理規定に「毒劇物は数量把握と不要物の廃棄のため、棚卸しを所属長のもと年 1回程度実施する。」旨の追加記載を行いました。

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(49) 研究用備品の有効利用について（意見18）</p> <p>研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。</p> <p>利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。</p>	<p>両センターでは、試験分析機器の利用促進を図るため、利用可能な機器をホームページで公開しており、企業の利用が非常に多い状況で、相互利用の実施には加わっていません。しかしながら、これまでから他機関による利用実績もあることから、今後とも広く情報提供に努めます。</p>
	<p>(52) 研究用備品の利用状況の把握について（意見21）</p> <p>研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握はされていない。一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていくことが必要である。</p>	<p>両センターでは、これまでから試験分析機器の利用状況を把握しており、利用見込みのない機器については、廃棄等の処分も進めております。</p>

(53) 研究用備品の損害保険契約について (意見22)

各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。万が一火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。

(55) 設備利用料算定方法の見直しについて

(意見24)

設備利用方法の算定方法における減価償却の計算方法が、過去の税法基準の計算方法を用いている。今後は、例えば以下のような合理的な計算方法に改めることが望まれる。

(過去の計算方法) 1時間当たり減価償却費
= 取得価額 × 0.9 ÷ 耐用年数 ÷ 年間稼働時間

(計算方法例) 1時間当たり減価償却費
= 取得価額 ÷ 耐用年数 ÷ 年間稼働時間

すべての重要物品を対象に共済保険に加入することは、多大な財政負担を伴うことから、災害等によるリスクと毎年度発生するコストを比較しながら、保険加入について検討を行います。

直ちに計算方法を変更することは、すべての機器の利用料の値上げにつながり、慎重な対応が必要と考えています。

現在、他府県における算定方法等について調査を行っており、平成31年度に予定されている使用料の全面改正に合わせ検討を進めます。

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
固定資産管理の状況について	(56) 別館の利用について（意見25） 別館3階は会議室5室を有するが、打ち合わせなどの会議利用を除くと、利用されている会議室でも年25日程度の利用しかないため、活用を検討していく必要がある。	別館においては、「近江の地酒」醸造技術強化推進事業の実施に伴い、年度内に1階および2階の一部を試験醸造施設に転用する予定をしています。別館3階については平成29年2月に開催された「県有財産活用検討会議」において転用・活用を行うべく方針が決定されたところであり、方針に従い現在検討を進めているところです。
	(59) 毒物の管理単位について（意見28） 毒物の管理単位が瓶であるが、毒物の危険性の観点からグラム単位で管理する方法の方が安全性の観点から優れていると考えられるため、グラム単位の管理に変更する必要がある。	ご意見を踏まえ、毒物の管理をグラム単位に変更しました。
	(60) 長期未利用毒劇物の廃棄について（意見29） 10年以上長期未利用の毒劇物の廃棄を継続的に行われているが、依然として保有されているため引き続き廃棄する必要がある。	昨年度末に実施した薬品の棚卸において、該当の劇毒物を確認するとともに、廃棄しました。今後も使用の計画のない劇毒物については廃棄をしていきます。

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農政課・農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(6) [農政水産部] 滋賀県農林水産試験研究推進計画の総括について（指摘6） 研究推進計画は平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする計画であるが、計画期間終了後の総括がなされていない。計画を立てればPDCAサイクルを廻して計画に対する結果をチェックする必要があり、チェックをしなければアクションもない。研究推進計画は上位計画である滋賀県農業・水産業新戦略プランに沿って策定されたものであり5年計画の総括は必要不可欠と考える。</p> <p>(7) [農業関係各試験研究機関] 試験研究課題評価ルールについて（指摘7） 試験研究課題の評価につき、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場はいずれも「評価実施要領」「評価実施細則」に定められたルールどおりに運用されていない。評価作業による無駄を排除し、かつ、効率的・効果的な研究評価を実施するため、各試験研究機関の勝手な運用を見直し、標準化を徹底する必要がある。</p>	<p>試験研究推進計画については、毎年の評価のみにとどまり、5カ年間の総括評価ができておりませんでした、現行計画（H28年度～32年度）については、総括評価を実施し、その結果を次期の計画に反映していきます。</p> <p>「滋賀県立試験研究機関等の研究に関する評価指針」では、外部評価の対象については、試験研究機関もしくは試験研究所管部が定める重点的な試験研究課題を対象とする旨規定されているところです。よって、全ての新規研究課題については、現状どおり、外部評価において、事前評価を受けることとし、中間・事後・追跡評価については、重点的な課題を評価の対象とするよう「評価実施要領」「評価実施細則」を見直します。今後は、見直した試験研究評価ルールに基づき、評価を実施し、効率的・効果的な試験研究を実施してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農政課・農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(8) [農業関係各試験研究機関] 研究課題の評価にかかる客観的な評価について (指摘8)</p> <p>研究課題の評価にかかる◎、○、△は年度ごとの進行管理として成果を評価しているものである。研究成果としての経済効果を指標とする必要はないが、第三者も理解し得る透明性のある客観的な評価を実施すべきと考える。</p>	<p>試験研究課題ごとに当該年度の研究目標と研究成果を記入し、◎ (目標以上の成果であった(100%以上))、○ (ほぼ目標どおりの成果であった(80%以上100%未満))、△ (目標の半ば程度以上の成果であった (50%以上80%未満))、× (目標の半ば程度以下の成果であった (50%未満)) の4段階の評価を実施することにより、第三者にも理解し得る客観的な評価を実施してまいります。</p>
	<p>(9) [農政水産部] 外部評価のあり方について (指摘9)</p> <p>外部評価委員10名のうち、畜産、水産は各2名となっている。委員の方が欠席された場合、畜産、水産は、その年度の評価については各分野の専門家は1名のみでの対応になってしまうことになる。外部評価が機能するためには、研究課題実施要領に記載のとおり、「各専門分野の有識者等」により評価されなければならないと考える。</p> <p>また、農業関係の試験研究機関は、いずれも農業、畜産、水産の各産業に密着した試験研究を実施しており、その意味では、研究成果を受け入れる実際の担い手が必要とする研究課題であることが極めて重要となってくる。生産・流通・消費関係からの委員を選任しているものの、実際の各産業の担い手を代表しているとはいえない。外部評価のあり方を再検討いただきたい</p>	<p>外部評価については、畜産、水産分野の有識者の委員を増やすとともに、研究成果の受け入れ先である各分野の担い手も委員に追加するなど、外部評価委員の構成を見直し、より適切に外部評価が実施できるよう検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(10) [農業関係各試験研究機関] 試験研究成果の定量的評価の徹底について(指摘10) 事前評価調書において「期待される成果」の記載欄があり、そこには「最終的な技術開発の目標や到達点、成果の活用方策、波及効果等について、数値等を用いてできるだけ具体的に記載する。」としているが、監査人が事前評価調書を査閲しても数値等を用いて具体的に記載されているものは非常に少ない。また、事後評価調書では、当初期待された成果に対する「研究の成果」「成果の活用」を記載する仕組みになっているが、数値等を用いた記載が少ないため客観性に欠ける。追跡調査も含め試験研究成果の定量的な評価が可能なものについてはその徹底を図るなどの改善が必要と考える。</p> <p>(11) [農業技術振興センター] 花・果樹研究部の見直しについて(指摘11) 花・果樹研究部については、育苗施設等の空き施設を有効利用したポット栽培や、低樹高栽培、根域制限栽培等の早期成園化技術の研究が増加していることから、現在、試験研究用に植樹している果樹等は、すべてが必要不可欠なものであるのかをしっかりと見直し、必要最小限の規模に見直す必要がある。ほ場を縮小すれば肥料農薬等のコスト削減になるとともに、メンテナンスのための雇用職員も少なくすむ。</p>	<p>事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価の各調書様式において、「期待される効果」や「研究成果の活用」等の記載欄に関連目標数値を記入するよう様式を修正し、数値目標の設定が可能な研究課題については、その記入を徹底することにより、試験研究成果の定量的な評価を実施してまいります。</p> <p>県では都市近郊の立地条件を活かし、「滋賀県農業・水産業基本計画」において、集客力のある果樹の生産拡大を推進することとしています。 このため、花・果樹研究部では、ポット栽培や早期成園化等の試験のほか、直売所での販路拡大が期待できるモモ、ビワの栽培技術の開発等にも取り組んでいます。 今後は、現在の試験に加え、消費者ニーズに対応した新品種導入に関する試験や新たに6次産業化等に対応する醸造用ブドウ等の栽培試験研究を拡大する必要があると考えております。 また、果樹の試験研究は成木化までに年数がかかることや、改植時には連作障害を回避するための圃場も必要となります。 これらも踏まえ、今後の研究内容の整理を行い、試験研究に必要な圃場面積等について検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農業経営課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(12) [農業技術振興センター] 茶業指導所の見直しについて (指摘12)</p> <p>茶産出額の低下や担い手の減少に伴い、茶業指導所の規模を見直す時期に来ているのではないかと考える。県は32,090㎡のほ場が必要とするが、すべて必要不可欠なのであろうか。民間ではできない有機栽培茶園の研究等は必要と考えるが、一般の研究茶園は縮小し、甲賀市への賃借料の削減を図るとともに、農薬や人件費のコスト削減に取り組むべきと考える。</p>	<p>県では本県のブランド品目である近江の茶の生産を振興しており、担い手への効率的な茶園集積、海外への輸出、新品種の導入、新商品開発をはじめとする様々な取組を推進しています。</p> <p>茶業指導所では、効率的な茶園管理手法の開発や、新香味緑茶の開発等、積極的に課題の解決に取り組んできたところです。</p> <p>今後は、茶生産現場の状況や実需者ニーズの変化を踏まえ、有機栽培の研究、収穫時期が遅い本県独自の特性を逆手にとってそれを個性として強化する新たな品種や栽培・製造技術の研究等に重点化していきたいと考えており、これら研究内容に必要な研究茶園面積等について検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農業経営課・畜産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
収支の状況について	<p>(2) [農業技術振興センター] 生産物販売代金の管理について (指摘14)</p> <p>農業技術振興センターにおける生産物の販売代金が、担当部長職を代表とした県との販売契約に基づき、ロッカー又は職員代表の個人名義の預金口座に保管されている。現状の手続は滋賀県財務規則53条6項の趣旨に照らして問題がある。</p> <p>また、保管した現金をいったん職員の個人名義の預金口座に預け入れ、後日そこから納入通知書をもって県に納入するという二重の入金事務を見直すべきである。</p>	<p>包括外部監査の指摘を受け、平成29年度からは、職員代表者の預金口座による一時保管を廃止するとともに、現金取扱員を設置し、収入の発生の都度、生産物販売代金を直接県へ納入するよう改善しました。</p>
	<p>(3) [畜産技術振興センター] 近江しゃも種卵の上乗せ無償供給について (指摘15) (対応済)</p> <p>畜産技術振興センターから孵化業者に対して、近江しゃもの種卵がその譲渡の都度、おおむね数十個から300個程度が上乗せ無償供給されている。</p> <p>孵化を行うことができる県内企業が1社しかない事情があるとはいえ、県が特定の企業に対し、サービスと称して種卵を上乗せ供給するのは不適切である。早急に透明性の高い取引に是正しなければならない。</p> <p>なお、本報告書作成に至るまでの経緯において、この指摘事項を踏まえて、平成29年1月よりこの「サービス」の種卵供給は停止されており、孵化率80%を勘案し雛の申込数に応じた必要種卵数を譲渡し請求する事務へと変更されていることを申し添えておく。</p>	<p>近江しゃもの種卵供給においては、平成29年1月から上乗せ無償供給をとりやめ、ふ化率を勘案した必要種卵数のみを供給するよう是正したところです。</p> <p>今後とも、適正な業務運営に努めてまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属 畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況について	<p>(4) [畜産技術振興センター] 近江しゃも食卵の譲渡価格について (指摘16) (対応済)</p> <p>近江しゃもの食卵の県民・県職員への販売単価について、平成21年より変更されておらず、価格改定の仕組みが機能していない。県民・県職員への食卵販売について、市場価格と連動した価格改定の仕組みを構築し、価格の合理性を高めなければならない。なお、平成29年1月よりこの食卵の販売単価については市場価格(総務省「小売物価統計調査」)を反映したものに改正された。</p>	<p>食卵販売においては、平成29年1月からは総務省の「小売物価統計調査」をもとに、市場価格を反映した販売単価を算出し譲渡するよう改正したところです。</p> <p>今後とも、適正な業務運営に努めてまいります。</p>
	<p>(5) [醒井養鱒場] 指定管理者の人件費の配賦方法について (指摘17) (対応済)</p> <p>醒井養鱒場について、指定管理者である滋賀県漁連の人件費の自主事業・指定管理事業への配賦基準に疑義があるが、県として確認・指導がなされていない。醒井養鱒場の指定管理料は、指定管理事業が赤字部門として報告されていることもあり平成25年度の指定管理制度導入時に設定された年間22,500千円のまま維持されているが、人件費の実態を考慮すれば削減の余地がある可能性がある。</p> <p>指定管理者である滋賀県漁連の常勤理事は1名のみであるが、その常勤理事は県OBであり、収支報告に対するチェックが十分でなく、指定管理料も一定額で固定されている現状も考慮すると、県OBの天下り先に対するチェック機能が有効に働いていない、と県民に疑念を抱かれかねない。そのようなことの無いよう、指定管理者に対する評価のあり方を再確認願いたい。なお、人件費の配賦については指定管理者に対する実地調査のチェックリストによる確認について新たに「人件費の配賦基準」がチェック項目として追加されている。</p>	<p>醒井養鱒場の人件費の配賦において、自主事業と指定管理事業への配賦に対するチェックが十分ではありませんでした(特に管理部門の職員)。このため、直ちに指定管理事業に対する実地調査チェックリストに「人件費の配賦基準」を項目として追加するとともに、県漁連に適切な処理を指示しました。先般、平成28年度指定管理事業報告書に対する現地調査を実施し、指摘を受けた人件費の配賦が適切に行われていることを確認したところです。今後とも、指定管理者への指導とチェックを入念に進めてまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>人件費の状況について</p>	<p>(1) [試験研究機関全般] 研究毎に投下された職員費の把握について（指摘18） 試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間（いくらの人件費を）」投下したかを把握しなければならない。 例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。</p>	<p>職務分担表に各職員が担当する試験研究課題や事業名を具体的に標記し、4月、12月に分担割合を見直し、さらに年度末にも業務量をチェックすることで、各研究職員の人件費を研究課題ごとに把握するよう改善を図ります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(2) [琵琶湖博物館] [水産試験場] 重要物品以外の現物確認について (指摘20) 重要物品以外の備品については、定期的な現物確認が行われていないが、備品紛失のリスクを未然に防ぐためにも現物確認を行う必要がある。現物確認の実施方法については、数年でローテーションするなど実施可能なルールを作成しておくことが必要である。</p> <p>(5) [畜産技術振興センター] 公有財産台帳への登録について (指摘23) (対応済) ほ場にあるタワーサイロ (故障中) については、工作物として登録されていないが、税金を利用して建設された建築物であるため公有財産台帳に記入する必要がある。</p> <p>(6) [水産試験場] 不明備品の供用物品一覧表からの削除について (指摘24) (対応済) 現物確認を実施した結果、2点が確認できないため、供用物品一覧表から削除する必要がある。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>供用物品のうち重要物品と醒井養鱒場の指定管理者への貸付中の物品及び3か月毎に点検しているフロン破壊法対象機器や棚等の固定化された物品を除く全物品の点検リストを整備し、平成29~30年度に約1000件全部を現物確認します。平成31年度以降は4年で全物品を一巡する計画で毎年確認を行います。 指定管理者に貸付中の備品は指定管理者との間で締結した基本協定および仕様書において、指定管理者が善良な管理者の注意をもって管理し、常に良好な状態に保つこと、滅失やき損が生じた場合には直ちに県に報告すること、現在の指定管理期間が終了する平成32年度末には良好な状態で県に返納することを定めています。返納を受ける際には指定管理者と県の両方で現物確認を行います。</p> <p>公有財産台帳への記載漏れであり、直ちに記載いたしました。</p> <p>確認できなかった2点は平成29年1月に供用物品一覧表から削除しました。今後、同じことを防ぐため、「指摘20」を踏まえたルールを定めて全部の物品について登録簿と現物との照合作業を行い、管理を適切に行うこととします。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について (7)毒劇物関係について</p>	<p>①規定関係について (7) [琵琶湖博物館] [東北部工技センター] [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 棚卸実施に関する文言について(指摘25)(対応済) 琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の棚卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨がないため記載する必要がある。</p> <p>② [琵琶湖博物館] [水産試験場] 棚卸しの実施について(指摘27)(対応済) 必ず年1回は、毒劇物の棚卸しを実施することにより、適切な管理が行われていることを確認することが必要である。</p> <p>③ [琵琶湖博物館] [畜産技術振興センター] 長期未利用毒劇物の廃棄について(指摘28) 10年以上長期未利用の毒劇物を保有しているが、必要性がないのであれば廃棄する必要がある。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>従来から実施していた年1回の棚卸しについて、環境管理マニュアルに「年一回以上の棚卸しを実施し、定期的な在庫量の把握に努める。」と記載しました。 (農業技術振興センター・畜産技術振興センター)</p> <p>平成29年1月に水産試験場における環境管理マニュアルおよび薬品管理指示書を改訂し、毎年1回定期的に毒物および劇物の在庫確認することを以下の通り明記しました。 (水産試験場における環境管理マニュアル)「・責任者は、毒物および劇物の使用状況を「薬品管理指示書」により、「薬品受払簿」に記入することにより管理し、毎年1回定期的に在庫量を点検する。」 (薬品管理指示書)「8. 毎年度に1回、全部の薬品の在庫量を確認し、「薬品受払簿」に記入する。」 (水産試験場)</p> <p>平成29年1月に水産試験場における環境管理マニュアルおよび薬品管理指示書を改訂して毎年1回定期的に毒物および劇物の在庫確認することを明記し、平成28年度は平成29年3月までに在庫確認を実施しました。今後、毎年度1回の在庫確認を行います。</p> <p>毒劇物の管理において、必要でないものについては、計画的かつ可能な限り速やかに廃棄処分できるよう検討するとともに適切な管理に努めてまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について (7)毒劇物関係について</p>	<p>⑤ [畜産技術振興センター] 管理帳簿の確認について (指摘30) (対応済) サンプルで確認した結果、単純ミスではあるが帳簿の記載誤りが確認されたため、改めて帳簿の記載内容を確認する必要がある。</p> <p>⑥ [水産試験場] 管理帳簿の確認について (指摘31) (対応済) 廃棄した薬品について、管理台帳にその旨の記載がなされておらず、管理換えについても移管元にその旨の記載がない。毒劇物の危険性を踏まえ、管理簿の記載を適切に行う必要がある。</p>	<p>管理帳簿への記載ミスがあり、改めて現物を確認し管理帳簿の訂正を行いました。あわせて、今後も記載ミスが発生しないよう、帳簿様式を改定し適切な管理に努めてまいります。</p> <p>薬品の廃棄を法に則って適切に処理したものの、その結果を薬品受払簿に反映出来ていなかったもので、漏れていた記載の追記を行いました。 今後は記載漏れが起きないように、薬品受払簿への記入を徹底し、薬品の在庫確認時に合わせて薬品受払簿の記載内容の確認を行います。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(8) [水産試験場] 優先的試験研究課題の明確化について(意見8) 水産試験場の試験研究課題は魚種別に実施しているものが多い。全体的視野から問題解決を図るためには、従来の魚種別対応区分を見直し、水産業全体の現状から優先的研究課題を明確にし、予算や人材を投入する必要があると考える。</p> <p>(9) [水産試験場] 醒井養鱒場のあり方について(意見9) 公の施設見直し計画をうけて構成された醒井養鱒場検討委員会のメンバーのなかには、醒井養鱒場から独立した第三者はおらず、メンバーはいずれも醒井養鱒場の維持、推進の方向性を指示する方と推察される。当該メンバーで、醒井養鱒場の廃止、民間譲渡等の結論が出るとは考えにくい。本来は、費用対効果を検討し得る民間人等の第三者を構成員とすべきであったと考える。「段階的な民間移管」として滋賀県漁業協同組合連合会への指定管理制度に移行しているが、醒井養鱒場のあり方は引き続き検討することが望まれる。</p>	<p>滋賀県の水産業は特定の水産魚種に特化しているのではなく、固有種をはじめとする多種多様な水産生物を対象にしているのが特徴です。しかし現在は琵琶湖や河川において、漁場環境の悪化、有害外来生物の繁殖、新型疾病の蔓延など、さまざまな喫緊の課題が同時多発的に起こり、これらが複合的に作用して多くの魚介類で漁獲量の減少が見られ本県の水産業に大きな影響が生じています。</p> <p>これらの様々なマイナス要因に対して、全体的視野から問題解決を図るためには、一つの課題だけが解決されても他のマイナス要因が存在する限り、漁獲量の増加による水産業の振興は達成できないと考えます。しかしながら、予算や人材にも限度があることから、行政部局と連携し、より効果的な施策につながるように、研究課題の選択と集中を考慮してまいります。</p> <p>醒井養鱒場検討委員会の検討(平成22年4月)以降も、民間への貸付など収支やリスクを考慮し検討してきた結果、指定管理者制度を導入しました。ビワマスほかの優良系統の保持・増殖による河川漁業や県内養殖業への安全かつ安定的な種苗提供は、県の責任において実施すべきです(県外種苗導入による遺伝的攪乱も避ける必要あり)。また、米原市から県立施設として存続要望も継続して出されており、観光による地域振興も考慮しつつ、引き続き醒井養鱒場のあり方を検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 水産課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(10) [水産試験場] 醒井養鱒場の指定管理者制度について(意見10)</p> <p>醒井養鱒場は平成25年度より指定管理者制度に移行しているが、指定管理料の契約額は平成28年度から平成32年度まで、毎年22,500千円で契約されている。財産収入等を差し引いた一般財源ベースでは、一定のコスト削減がなされているとのことであるが、指定管理者制度は民間の手法を取り入れ、コスト削減等の効果的・効率的運営を目指すものであり、指定管理者制度を継続するのであれば、指定管理料の見直しを含め一層のコスト削減に努める必要がある。</p>	<p>一般財源ベースでの比較において、指定管理者制度の導入前後において3,000千円以上の削減となっており、同制度の効果は現れていると判断しています。また、地域の方と協働で年4回のマス祭の開催(七夕・冬季を追加)や「養鱒の里で親子ふれあい体験」の実施、ルーア釣り場への集客などの工夫により、観覧事業の充実を図っています。河川の遊漁者数が漸減傾向にある中での放流用のマス類の効率的な生産など、指定管理者とともにコスト意識をもって進めてまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農政課・畜産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況について	<p>(1) [滋賀県] 知的財産管理体制の整備について (意見 11)</p> <p>試験研究機関が有する知的財産は県有財産であり、自治体の財産である。知的財産の活用や保護を行い、そして他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。</p> <p>なお、例えば企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権侵害に注意する必要があるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。</p> <p>(4) [畜産技術振興センター] 種卵の販売取引のあり方について (意見14)</p> <p>地場産業育成の観点から、生産者が求める雛の数から必要な種卵数を算出するのは、畜産技術振興センターではなく民間で行えるように指導・支援することが望まれる。</p> <p>また、取引の簡潔明朗さを重視する観点から、ひな1羽当たり25円の負担金のやりとりについて生産者から近江しゃも普及推進協議会に直接支払うこと、さらに、(一社) 滋賀県畜産振興協会との取引や関与内容等、種卵販売取引の透明性を一層図ることを指導願いたい。</p>	<p>「公的試験研究機関知的財産管理活用ガイドブック」を参考に、農政水産部局の試験研究機関における知的財産管理体制について、今後検討してまいります。</p> <p>地場産業育成の観点から、生産者自らが、求める雛の数から必要な種卵数を算出し注文できるように指導・支援に努めてまいります。</p> <p>負担金につきましては、民間組織間のことではありますが、取引の透明性をより高める意味からも、引き続き団体指導および支援に努めてまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(2) [滋賀県] 研究用備品の有効活用について (意見18)</p> <p>研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。</p> <p>利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。</p>	<p>試験用備品については、物品・役務電子調達システムにより、他の県機関でも把握することができることから、他機関からの利用希望があれば、使用頻度や利用状況を踏まえながら、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」における「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に準じて、備品の有効利用に努めるとともに、積極的に他機関の備品の有効利用に努めます。</p>
	<p>(3) [滋賀県] 新建造船舶の共同利用について (意見19)</p> <p>琵琶湖の同じ地域を測定するにも係わらず、研究目的が異なるなどの理由により、各試験研究機関が船舶を保有している。中には運行日数も少なく有効に利用されていないものも存在しているため、今後、研究用の船舶を建造する際には、研究機関相互での共同利用についても検討していくことが必要である。</p>	<p>将来、新たな船舶を建造する必要が生じた際には、他の研究機関と共同利用する可能性を含めて検討することとします。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(5) [琵琶湖博物館] [工技総合センター] [東北部工技センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 研究用備品の利用状況の把握について (意見21) 研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握はされていない。一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていくことが必要である。</p> <p>(6) [各施設共通] 研究用備品の損害保険契約について (意見22) 各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。万が一火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。</p>	<p>重要物品については、年度ごとに使用状況や未利用期間、廃棄予定等を記入した確認簿等を作成するなどし、利用状況を把握することとします。その上で、長期間利用されていない物品があれば、他の研究機関での活用可能性の検討や、売却、廃棄等の検討を行います。</p> <p>試験研究にかかる重要物品の災害に伴う損害リスクと共済保険の加入費用について比較検討等を行い、今後の対応を検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 監査委員事務局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
固定資産管理の状況 について	(51)未利用情報の提供について（意見20） 毎期作成される定期監査調書の物品管理状況調の中に、使用の有無の欄があり、使用されていない場合「無」と記載されるが、いつから利用されていないのかが当年度の記載からは不明である。利用されない期間が長くなると修理部品がなくなることや、機能の陳腐化のため再利用できにくくなる。 未利用の状況を把握しやすくするため、備考欄に未利用となった年度を記載する必要がある。	平成29年（2017年）3月8日付けで定期監査調書の物品管理状況調の様式を見直し、使用されていない物品については、いつから使用されていないか備考欄に明記することとしました。
	(58) 毒劇物関係について ①監査委員事務局の監査の実施について（意見27） 毒劇物を保有する施設に対しては、毒劇物も含めて監査対象とすることで管理状況を確認する必要がある。	平成29年度に実施する定期監査で、監査重点事項として「毒物および劇物の適正管理について」を掲げ、毒物および劇物の管理状況を調査することにしました。 また、定期監査調書の様式を見直し、管理状況を確認する項目を追加します。